

## グローバルサイン利用約款承諾書（以下「本承諾書」という）

電子証明書の利用をご希望の利用者は、サービスの利用に先立ち、グローバルサイン電子証明書サービス利用約款（以下「利用約款」という）をお読みください。電子証明書を申し込むことにより、利用者は利用約款の当事者となり、利用約款の条項に拘束されるものとします。利用約款に同意せず、料金の全額返金を希望する場合は、証明書利用可能日から7日以内に解約手続きを行なってください。利用約款の解釈につき不明点がある場合、[legal@globalsign.com](mailto:legal@globalsign.com)に電子メールでお問い合わせください。

利用約款は、EV SSL、EV コードサイニング証明書または、SSL マネージドサービスのEV SSL用プロファイル（以下「EV 証明書」という）の申請日をもって当社と利用者との間で成立します。

利用者	グローバルサイン
組織名	GMO グローバルサイン株式会社
事業所所在地	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス
契約書署名者氏名	代表取締役社長 中條 一郎

本承諾書は利用約款 (<https://jp.globalsign.com/repository/>) を参照しており、全ての内容を包括します。以下が約款の目次です。

- 第1条（定義）
- 第2条（電子証明書の使用の許可）
  - 第2条1項（使用権の許可）
  - 第2条2項（権利の制限）
- 第3条（グローバルサインが提供するサービス）
  - 第3条1項（CRL、OCSP、及び証明書発行局について）
  - 第3条2項（電子証明書の失効サービス）
  - 第3条3項（鍵の生成）
  - 第3条4項（SSL サーバ証明書のサイトシールサービス及びOCSP/CRL レスポンス）
  - 第3条5項（コードサイニング証明書のタイムスタンプサービス）
  - 第3条6項（「AATL 証明書」のタイムスタンプサービス）
- 第4条（利用者の義務と保証）
  - 第4条1項（データの正確性）
  - 第4条2項（秘密鍵の保護）
  - 第4条3項（秘密鍵の再利用）
  - 第4条4項（誤用防止）
  - 第4条5項（電子証明書の受領と確認）
  - 第4条6項（グローバルサインが発行する電子証明書への利用制限）
  - 第4条7項（報告及び失効）
  - 第4条8項（証明書の使用終了）
  - 第4条9項（対応）
  - 第4条10項（確認及び了解）
  - 第4条11項（情報の共有）
  - 第4条12項（業界標準への準拠）
  - 第4条13項（SSL サーバ証明書のドメイン名に対する管理権限）
  - 第4条14項（クライアント証明書の電子メールアドレスに対する管理権限）
  - 第4条15項（鍵生成及び用途）
  - 第4条16項（NAESB に特有の義務、（※注：北米の利用者にのみ関連））
- 第5条（クレデンシャル）
- 第6条（料金）
- 第7条（情報公開への同意）
- 第8条（テスト証明書）
- 第9条（免責）
- 第10条（期間及び終了）
- 第11条（契約解除の効果）
- 第12条（雑則）
  - 第12条1項（準拠法及び管轄裁判所）

- 第12条2項 (契約の拘束力)
- 第12条3項 (完全なる合意)
- 第12条4項 (分離条項)
- 第12条5項 (通知)
- 第12条6項 (輸出入法令への準拠)
- 第12条7項 (プライバシー：第三者機関データベースの使用)
- 第12条8項 (商号、ロゴ、その他)
- 第13条 (カスタマーサポート)
  - 第13条1項 (返金ポリシー)

## 契約書署名者の保証

本承諾書に署名することにより、契約書署名者が利用者の社印やウェブサイト、ソフトウェアに記載されている役員の署名を利用する権限を有しており、EV 証明書を利用する責任を負うことに同意します。

本承諾書に利用者の代理人として署名する場合、契約書署名者が以下である必要があります。

- (I) 利用者の正式な権限を有する代表者
- (II) 利用者の正式な代理人として、利用約款の署名を明示的に承諾されている
- (III) EV 証明書に含まれるドメインの利用権限を利用者が有することを確認している

## 証明書承認者の事前承認

証明書承認者氏名:

契約書署名者は本承諾書に署名することにより、証明書承認者が本承諾書の日付以降に以下を行う権限（以下「EV 権限」という）を有することを利用者により正式に承諾されていることを保証します。

- (I) 利用者の代理人として EV 証明書申請を行う、もしくは証明書申請者に申請権限を付与する
- (II) EV 証明書の発行に必要な利用者の情報を提供、もしくは証明書申請者に提供権限を付与する
- (III) 証明書申請者により提出された EV 証明書申請を承認する

証明書承認を行う際、証明書承認者はユーザ ID/パスワードを利用したアカウントへのログイン、もしくは認証済みの電話番号もしくは住所に対し証明書承認者への電話や郵送を利用して口頭、書面での確認等の適切な認証を行ったうえで、証明書承認者が EV 証明書申請を確認し、承認していることの確認を行います。

証明書承認者の EV 権限が利用者によって取り消されない限り、契約書署名者は証明書承認者が EV 権限を保持することに同意します。

EV 権限が取り消された際には、利用者は直ちにグローバルサインに書面で通知する必要があります。

契約書署名者は以下の事項を理解することをここに表明します。

- (I) 本承諾書の締結により、利用者は利用約款のすべての条件に従うこととなること。
- (II) 本承諾書への署名により、グローバルサインと利用者は利用約款に記載されている義務に法的に拘束されること。
- (III) EV 証明書は利用者のデジタル身元保証としての機能があること。
- (IV) EV 証明書の不正利用には深刻な結果を引き起こす可能性があること。
- (V) EV 証明書の紛失や不正利用により、利用者が深刻な被害を受ける可能性があること。

契約書署名者は利用者が証明書承認者により発行依頼、もしくは承認されたすべての EV 証明書に対し責任を持つことに同意します。

利用者組織名	
契約書署名者氏名	役職
直筆署名	日付

グローバルサイン利用約款承諾書（以下「本承諾書」という）

電子証明書の利用をご希望の利用者は、サービスの利用に先立ち、グローバルサイン電子証明書サービス利用約款（以下「利用約款」という）をお読みください。電子証明書を申し込むことにより、利用者は利用約款の当事者となり、利用約款の条項に拘束されるものとします。利用約款に同意せず、料金の全額返金を希望する場合は、証明書利用可能日から7日以内に解約手続きを行なってください。利用約款の解釈につき不明点がある場合、[legal@globalsign.com](mailto:legal@globalsign.com)に電子メールでお問い合わせください。

利用約款は、EV SSL、EV コードサイン証明書または、コードサイン証明書（以下「EV 証明書」という）の申請日をもって当社と利用

利用者の組織名、事業所所在地、契約書署名者の氏名をご記入ください。

利用者	
組織名	<p style="color: red; font-weight: bold;">〇〇株式会社</p> <small>グローバルサイン株式会社</small>
事業所所在地	<p style="color: red; font-weight: bold;">東京都〇〇区〇〇町〇〇-1</p> <p>〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス</p>
契約書署名者氏名	<p style="color: red; font-weight: bold;">認証 太郎</p> <p>代表取締役社長 中條 一郎</p>

本承諾書は利用約款 (<https://jp.globalsign.com/repository/>) を参照しており、全ての内容を包括します。以下が約款の目次です。

- 第1条 (定義)
- 第2条 (電子証明書の使用の許可)
  - 第2条1項 (使用権の許可)
  - 第2条2項 (権利の制限)
- 第3条 (グローバルサインが提供するサービス)
  - 第3条1項 (CRL、OCSP、及び証明書発行局について)
  - 第3条2項 (電子証明書の失効サービス)
  - 第3条3項 (鍵の生成)
  - 第3条4項 (SSL サーバ証明書のサイトシールサービス及びOCSP/CRL レスポンス)
  - 第3条5項 (コードサイン証明書のタイムスタンプサービス)
  - 第3条6項 (「PDF 文書署名用証明書 for Adobe CDS」のタイムスタンプサービス)
  - 第3条7項 (「AATL 証明書」のタイムスタンプサービス)
- 第4条 (利用者の義務と保証)
  - 第4条1項 (データの正確性)
  - 第4条2項 (秘密鍵の保護)
  - 第4条3項 (秘密鍵の再利用)
  - 第4条4項 (誤用防止)
  - 第4条5項 (電子証明書の受領と確認)
  - 第4条6項 (グローバルサインが発行する電子証明書への利用制限)
  - 第4条7項 (報告及び失効)
  - 第4条8項 (証明書の使用終了)
  - 第4条9項 (対応)
  - 第4条10項 (確認及び了解)
  - 第4条11項 (情報の共有)
  - 第4条12項 (業界標準への準拠)
  - 第4条13項 (SSL サーバ証明書のドメイン名に対する管理権限)
  - 第4条14項 (クライアント証明書の電子メールアドレスに対する管理権限)
  - 第4条15項 (鍵生成及び用途)
  - 第4条16項 (NAESB に特有の義務、(※注：北米の利用者にのみ関連))
- 第5条 (料金)
- 第6条 (情報公開への同意)
- 第7条 (テスト証明書)
- 第8条 (免責)
- 第9条 (期間及び終了)
- 第10条 (契約解除の効果)
- 第11条 (雑則)
  - 第11条1項 (準拠法及び管轄裁判所)

- 第11条2項 (契約の拘束力)
- 第11条3項 (完全なる合意)
- 第11条4項 (分離条項)
- 第11条5項 (通知)
- 第11条6項 (プライバシー：第三者機関データベースの使用)
- 第11条7項 (商号、ロゴ、その他)
- 第12条 (カスタマーサポート)

### 契約書署名者の保証

本承諾書に署名することにより、契約書署名者が利用者の名を利用する権限を有しており、EV 証明書を利用する責任を本承諾書に利用者の代理人として署名する場合、契約書署名者は

- (I) 利用者の正式な権限を有する代表者
- (II) 利用者の正式な代理人として、利用約款の署名権限を有すること
- (III) EV 証明書に含まれるドメインの利用権限を利用者が承認している

契約書署名者様が、証明書承認者様として任命される方のお名前をご記入ください。

### 証明書承認者の事前承認

証明書承認者氏名: 認証 次郎

契約書署名者は本承諾書に署名することにより、証明書承認者が本承諾書の日付以降に以下を行う権限（以下「EV 権限」という）を有することを利用者により正式に承諾されていることを保証します。

- (I) 利用者の代理人として EV 証明書申請を行う、もしくは証明書申請者に申請権限を付与する
- (II) EV 証明書の発行に必要な利用者の情報を提供、もしくは証明書申請者に提供権限を付与する
- (III) 証明書申請者により提出された EV 証明書申請を承認する

証明書承認を行う際、証明書承認者はユーザ ID/パスワードを利用したアカウントへのログイン、もしくは認証済みの電話番号もしくは住所に対し証明書承認者への電話や郵送を利用して口頭、書面での確認等の適切な認証を行ったうえで、証明書承認者が EV 証明書申請を確認し、承認していることの確認を行います。

証明書承認者の EV 権限が取り消された場合、本承諾書に同意します。  
EV 権限が取り消された際は、本承諾書に同意します。

利用者様の組織名、事業所所在地、契約書署名者様の氏名をご記入ください。  
直筆署名には必ず契約書署名者様の直筆の署名を行ってください。

契約書署名者は以下の事項に同意します。

- (I) 本承諾書の締結に同意すること。
- (II) 本承諾書への署名を行うこと。
- (III) EV 証明書は利用者のアカウントに紐付けされたドメインにのみ発行可能であることを承認すること。
- (IV) EV 証明書の不正利用には法的責任を負う可能性があること。
- (V) EV 証明書の紛失や不正利用により利用者が深刻な被害を受ける可能性があること。

契約書署名者は利用者が証明書承認者により発行依頼、もしくは承認されたすべての EV 証明書に対し責任を持つことに同意します。

利用者組織名	〇〇株式会社		
契約書署名者氏名	認証 太郎	役職	認証部 課長
直筆署名			日付
	20XX 年 XX 月 XX 日		